議題	基準諮問会議からの報告
項目	新規テーマに関する提言

1. 別紙は、平成 26 年 11 月 19 日に開催された基準諮問会議で決定された本委員会への新規テーマに関する提言である。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

（別紙）

平成 26 年 12 月 1 日

企 業 会 計 基 準 委 員 会
委員長　小野　行雄　殿

基　準　諮　問　会　議
議　長　野　崎　邦　夫

基準諮問会議　新規テーマに関する提言

平成 26 年 11 月 19 日に開催された第 22 回基準諮問会議において審議の結果、以下のとおり、企業会計基準委員会の審議テーマに関する提言をとりまとめましたので、ご検討賜りますようお願い申し上げます。

Ⅰ. 加速型自社株買い（ASR(Accelerated Share Repurchase)取引）の会計処理

参考資料 1 に記載されている「加速型自社株買い（ASR 取引）」の取扱いについて検討することを、新規テーマとして提言致します。

（提言の経緯）

1. 平成 26 年 3 月 18 日に開催された第 20 回基準諮問会議において、ASR 取引の会計処理について、新規テーマ提案がなされた。その提案を受け、基準諮問会議は、実務対応専門委員会に新規テーマの評価を依頼した。
2. 平成 26 年 7 月 10 日に開催された第 21 回基準諮問会議において、参考資料 2 のとおり、実務対応専門委員会の評価が報告された。その結果は、現時点では我が国において取引が実行された事例はない取引であり、米国において行われている事例などを前提に検討せざるを得ないが、関連法規制との関係等が我が国の例にあてはまるかどうか不明であり、「ASBJ の新規テーマとすることは困難であると考えられ、当面、当該取引の進展の状況を見守るべきと考えられる。」とのものであった。
3. 同日の基準諮問会議では、上記の実務対応専門委員会の、ASBJ の新規テーマとすることは困難であるという評価結果を踏まえて審議を行ったところ、多くの委員からニーズの高い重要な取引と考えられるため、何らかの方策を検討すべきとの意見が聞かれ、結論に至らなかった。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

4. 平成26年11月19日に開催された第22回基準諮問会議において、参考資料1のとおり、仮にASBJで審議を行うこととなった場合、日本証券業協会にご対応頂けることとなった旨、その場合には、ASBJの審議の過程で証券業協会からの参考人にご参加頂き、米国におけるスキームの説明、我が国で想定されるスキームの説明、それらの関係法制等の制約とその取扱いをご説明頂くことが想定される旨が、基準諮問会議の事務局より説明がなされた。

その状況を踏まえ、基準諮問会議の事務局より、負債と資本の区分という困難な領域に属するという検討上の困難さは残るものの、日本証券業協会にご対応頂くことで取引実績がないことによる困難さは一定程度対応されることとなるため、本件に関する会計基準を開発するニーズが強いことを踏まえ、新規テーマの提言を行ってはどうかとの提案がなされ、了承された。

2. 権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理

参考資料3に記載されている「権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理の取扱い」について検討することを、新規テーマとして提言いたします。

(提言の経緯)

5. 平成26年7月10日に開催された第21回基準諮問会議において、権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理の取扱いについて、新規テーマ提案がされた。その提案を受け、実務務対応専門委員会に新規テーマの評価を依頼した。
6. 平成26年11月19日に開催された第22回基準諮問会議において、参考資料3のとおり、実務対応専門委員会の評価が報告された。その結果は、以下のとおりであった。

> 権利確定条件付き有償新株予約権については、第1項(1)に記載のとおり、すでに導入企業が相当程度あり、今後も増加する可能性があるため、広範な影響があると考えられる。また、第1項(3)に記載のとおり、現在は発行時における払込金額を新株予約権として計上しているのみの会社が多いため、実務上のばらつきは少ないものの、企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」(以下「複合金融商品適用指針」という。)と企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

計基準」(以下「ストック・オプション会計基準」という。)のいずれの適用対象となるのかについて、記載からは必ずしも明確ではないと考えられるため、会計処理の明確化のニーズが高いと考えられる。 第1項(5)に記載のとおり、ストック・オプション会計基準の適用上の複雑さがあり、また、会社法との関係も整理する必要がある可能性があるため、基準開発は容易ではない可能性があるものの、取扱いを明確にすべきというニーズは高いと考えられる点を踏まえると、当該取引について、ASBJにおいて検討することが適切であると考えられる。

7. 第22回基準諮問会議では、上記の実務対応専門委員会の評価結果も踏まえて審議を行った結果、実務対応専門委員会の評価に賛同する意見が多く聞かれたため、新規テーマの提言を行うこととなった。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。